

とちぎ青少年センター利用料金免除対象運用基準

平成29年4月1日
一般財団法人栃木県青年会館

とちぎ青少年センター利用料金規程第4条第1項の規定により、とちぎ青少年センター(以下「センター」という。)の利用料金免除対象運用基準を次のとおり定める。

1 とちぎ青少年センター利用料金規程第4条第1項の規定により、一般財団法人栃木県青年会館理事長(以下「理事長」という。)が免除することができる施設の利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 研修室等・調理室

一 栃木県が青少年の健全育成と社会参加の促進を目的として直接事業を行うために利用する場合

利用料金の全額

二 センターの利用者が青少年の健全育成と社会参加の促進を直接の目的として利用する場合

利用料金の四分の三の額

三 公益財団法人とちぎ未来づくり財団が主催又は共催で、青少年の健全育成と社会参加の促進を直接の目的として事業を行うため、センターを利用する場合

利用料金の全額

四 その他、理事長が特に免除する必要があると判断する場合

栃木県との協議の上、利用料金の全額または四分の三の額

(2) 宿泊室

一 センターの利用者が青少年の健全育成と社会参加の促進を直接の目的として利用する場合

利用料金の四分の一の額

二 その他、理事長が特に免除する必要があると判断する場合

栃木県との協議の上、利用料金の全額または四分の一の額

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。